

道州制ビジョン懇談会への意見

08.12.24 堺屋太一

- (1) 道州制を考える上で最重要なことは「国」の役割と組織である。
中間報告 4 (3)の通りで良いか確認して欲しい。
ここには「垂直的財政調整機能」はないことになっている。
- (2) 17 頁の「また」以下について、国の責任分野を明確にしたい。
私の意見では広域犯罪対策（日本版 F B I）は必要だが、その他の警察治安は道州に一元化すべきと思う。
- (3) 生活保護は憲法上国の責任、国税から基礎自治体を通じて支給すべきだろう。
年金、医療保険などは、基礎自治体を中核として考えるべきだろう。道州及び国の助成について検討する必要がある（例えば地域の年齢構成による助成）。
- (4) 中間報告 4 (5)の「国・道州連絡協議会」の肉付けが必要である。
前回出た沖縄の軍事基地なども「独立した裁定・調整機関」の対象とすべきだろう。
- (5) 道州の区分けでは、東京の問題が第 1 である。
私は、住民数に比して全国機能の比率が著しく高い 10 区、中央・品川・渋谷・港・新宿・千代田・文京・台東・墨田・江東ほどを国直轄州とし、首長は政府任命（国会承認人事）とすべきと考える。
この地域からの州税は、国が管理して利用できる。
なお将来、首都機能が移転する場合も、当該首都地区は政府直轄とする。
- (6) 道州制実施後も現在の府県単位の「文化事務組合(仮称)」を残し、文化事業、行催事などを管轄すべきだろう。

(7) 州都のあり方

州都はアメリカの各州を参考にして、小規模都市に置くべきである。その場合、州事務所は分散型とし、州部の人口は10万人を越えないように心掛けるべきだろう。

(8) 道州の区分の具体的な決定は、3～4年後とする。このための調査・審議会は、22年度中に発足すべきである。これには国、地方自治体、地方経済・文化・情報団体を加えるべきである。